

## 四日市市ワークスタイル・イノベーション推進事業業務委託プロポーザル実施要領

### 1 業務の概要

#### (1)業務名

令和 8 年度四日市市ワークスタイル・イノベーション推進事業業務委託

#### (2)業務の目的

労働者一人ひとりが多様で柔軟な働き方を選択できるよう「働き方改革」が求められている中、育児・介護など家庭と仕事の両立や長時間労働の是正などが依然として課題であるため、企業への講師派遣等を行うことにより、企業における従業員のワークライフバランスを進め、風通しがよく働きやすい環境づくりを促進する。

#### (3)業務の内容

「四日市市ワークスタイル・イノベーション推進事業業務委託 仕様書」のとおり

#### (4)業務の期間

契約の日から令和 9 年 3 月 25 日まで

### 2 見積限度額

4,468,000 円以内（消費税及び地方消費税相当額を含む）

※見積り際には、当事業に要する一切の費用を含めた額を提示すること

### 3 実施型式

公募型プロポーザル方式

### 4 募集方法

四日市市のホームページで公表する。

### 5 日程(予定)

|                    |   |
|--------------------|---|
| 令和 8 年 4 月 7 日(火)  | 募集要項及び仕様書の公表                                      |
| 令和 8 年 4 月 21 日(火) | 質問、参加意向申出書提出期限                                    |
| 令和 8 年 4 月 24 日(金) | 参加資格審査結果通知  |
| 令和 8 年 5 月 7 日(木)  | 質問回答  |
| 令和 8 年 5 月 14 日(木) | 企画提案書の提出期限  |
| 令和 8 年 5 月 27 日(水) | 審査  |
| 令和 8 年 6 月初旬       | 審査結果通知  |
| 令和 8 年 6 月中旬～下旬    | 参加者名、決定された業務委託候補者をホームページに掲載。<br>候補者と価格交渉し契約締結を行う。 |

## 6 参加資格要件

プロポーザルに参加を希望する事業者は、次に掲げる全ての要件を満たすこと。

- (1)本市の入札参加資格者名簿[研修・指導]に登録されていること。
- (2)プロポーザル実施公表の日から契約締結の日までにおいて、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準(令和6年4月1日施行)の規定による入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- (3)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4)入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

## 7 参加申込

- (1)参加者は、様式1「参加意向申出書」を持参又は郵便(簡易書留)で提出すること。
- (2)参加資格審査結果は、様式「参加資格審査結果通知書」により、郵送又は電子メールにて参加者に通知する。

## 8 質疑・回答

質問は、電子メールへの添付(様式2「質問書」)により、参加者から受け付ける(電子メール送付の際には電話等で市へ送付確認の連絡を行うこと)。

全ての質疑に対する回答は、全応募者に対して電子メールにより通知する。

## 9 企画提案書の提出

企画提案書は、別紙「四日市市ワークスタイル・イノベーション推進事業業務委託プロポーザル企画提案書作成要領」を参照の上、一括して持参又は郵便で、紙媒体8部(正本1部のみ押印)提出すること。加えて、当該提案書等の電子データを1部(押印不要)提出すること。分割提出は認めない。

なお、次のいずれかに該当する企画提案書は無効とする。

- ・定めた提出方法、提出先、期限に適合しない場合
- ・提案内容に虚偽がある場合
- ・参加者が審査関係者に対する不当な活動を行ったと認められる場合

## 10 審査方法

「四日市市ワークスタイル・イノベーション推進事業業務委託 審査要領」のとおり

## 11 審査結果

審査の結果は、様式「プロポーザル審査結果通知書」により、郵送及び電子メールにて参加者に通知する。また、市のホームページに、審査結果(業務委託候補者名と総合点数)を公表する。ただし、参加資格が認められなかったものは、この限りでない。

## 12 提出書類の取り扱い

- (1) 提出書類は、参加者に返還しない。
- (2) 提出書類の著作権・知的財産所有権等は参加者に帰属するが、参加者の承諾を得た上で公表する場合がある。
- (3) 提出された文書等について、四日市市情報公開条例により開示及び公開請求のあるときはその対象とする。

## 13 書類提出先・問合せ先

### (1) 書類提出先

〒510-8601 三重県四日市市諏訪町1番5号

四日市市商工農水部商業労政課(四日市市役所7階)

※持参の場合の受付時間は、月曜日から金曜日まで(祝日を除く)の午前9時～午後5時とする。郵送の場合は、期日必着とする。

### (2) 問合せ先

四日市市商工農水部商業労政課 後藤

TEL:059-354-8417

FAX:059-354-8307

電子メール: syougyourousei@city.yokkaichi.mie.jp

## 14 契約について

審査の結果、受託候補者として決定した者(以下、候補者という。)から提出された提案書等の内容に基づき、市と候補者とが協議のうえ、契約を締結するものとする。

なお、契約締結の際には、事業内容及び委託金額等について精査を行うものとし、精査の結果、仕様書及び企画提案書の事業内容等について変更する場合がある。

また、令和8年6月18日までに候補者との協議が整わない場合、市は次点者と協議することができるものとする。

## 15 その他

- (1) プロポーザルに要する費用は、参加者の負担とする。
- (2) 応募を取り下げる場合は、速やかに文書にて連絡すること。
- (3) 各種提出書類について、提出期限後の変更については認めない。